

2019年12月4日（水）  
 愛知県尾張県民事務所海部県民センター  
 環境保全課環境保全グループ  
 担当 大野、湯山  
 タイヤルン 0567-24-2131  
 愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
 水・土壌規制グループ  
 担当 宮本、木村  
 内線 3045、3050  
 タイヤルン 052-954-6225

## あま市における土壌・地下水汚染について

株式会社村上商店が、あま市内の甚目寺給油所<sup>じもくじ</sup>の廃止に伴い、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 報告内容

#### (1) 報告者

株式会社村上商店

#### (2) 報告年月日

2019年12月4日（水）

#### (3) 調査実施期間

2019年4月1日（月）から2019年12月3日（火）まで

#### (4) 汚染が判明した土地の所在地

株式会社村上商店 甚目寺給油所  
 あま市甚目寺茶之木田 58-1 の一部

#### (5) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第39条第2項

#### (6) 調査結果

##### ア 土壌ガス

調査の結果、6区画のうち2区画でベンゼンの土壌ガスが検出されました。

なお、土壌ガス調査により検出された第一種特定有害物質につきましては、土壌溶出量の検査を行うこととされています。

##### イ 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過地点数/ 調査地点数 <sup>注2</sup>
ベンゼン	0.51mg/L (51倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	1.0~2.0m	1 / 6

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数。

ウ 土壌含有量  
全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

エ 地下水  
次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ベンゼン	0.021mg/L (2.1倍) 注	0.01mg/L 以下	1 / 2

注：( ) 内は地下水基準に対する倍率を示す。

#### (7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、微生物による原位置浄化及び地下水の拡散防止措置を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、あま市始め関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

## 3 事業者の連絡先

株式会社村上商店 村上 淳司

あま市甚目寺茶之木田 58-1 090-3255-7857

## 4 調査対象地の概要

### (1) 面積

581 m<sup>2</sup>

### (2) 特定有害物質の使用状況等

当該地では1962年(昭和37年)頃から2018年(平成30年)6月まで、ガソリンスタンドとして営業していました。ガソリンにはベンゼンが含まれており、有鉛ガソリンの販売が1985年(昭和60年)に廃止されるまでは、有鉛ガソリンを取り扱っていました。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

## 参考

### ○ 基準を超過した特定有害物質について

#### ・ベンゼン

急性毒性としては麻酔作用であり、高濃度暴露では中枢神経系に作用して、頭痛、悪心、けいれんを起こし昏睡死亡します。慢性中毒として、造血組織に対する障害作用があげられます。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

### ○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）

（汚染の状況の調査等）

#### 第39条

##### 1（略）

2 特定有害物質等取扱事業者は、その特定有害物質等取扱事業所（規則で定めるものに限る。）の全部又は一部の廃止をしようとするときは、土壤汚染等対策指針に従い当該廃止に係る特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壤汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

##### 3～5（略）

（汚染の拡散防止のための措置等）

第40条 土壤汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第4項若しくは第39条の2第2項の土壤汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壤汚染等調査の結果、当該土壤汚染等調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

##### 2以下（略）

## ○ 土壤汚染等対策基準について

### 1 土壤溶出量基準

汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

### 2 土壤含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。

### 3 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 土壤汚染等対策基準（条例施行規則第 37 条）

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	鉛、ヒ素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：土壤ガスについては、検出された場合に土壤溶出量を調べ、土壤溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。